

様式第4号 (第5条関係)

政務活動費収支報告書

平成31年4月9日

盛岡市議会議長

天 沼 久 純 様

議員氏名 工 藤 健 一



盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項および第2項の規定により平成30年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

1: 収支の状況

項 目		金 額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	600,000 円	
支 出	調査研究費	円	
	研修費	14,000 円	市政調査会拠出金
	広報費	円	
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	3,045 円	書籍購入
	人件費	円	
	事務所費	192,000 円	事務所賃貸料4月～3月分
	支出合計 ②	209,045 円	
差引残余 ①-②	390,955 円		

様式第5号

政務活動費出納簿

【平成30年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳									
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
H30.4.6	事務所借り上げ料 (4月分)		16,000										16,000
H30.4.10	平成30年度政務活動費上半期交付金	300,000											
H30.5.7	事務所借り上げ料 (5月分)		16,000										16,000
H30.6.6	事務所借り上げ料 (6月分)		16,000										16,000
H30.7.6	事務所借り上げ料 (7月分)		16,000										16,000
H30.7.20	平成30年度市政調査会拠出金		5,000		5,000								
H30.8.6	事務所借り上げ料 (8月分)		16,000										16,000
H30.9.6	事務所借り上げ料 (9月分)		16,000										16,000
H30.10.9	事務所借り上げ料 (10月分)		16,000										16,000
H30.10.10	平成30年度政務活動費下半期交付金	300,000											
H30.10.31	調査研究活動に係る書籍の購入費		3,045							3,045			
H28.11.6	事務所借り上げ料 (11月分)		16,000										16,000
H30.12.6	事務所借り上げ料 (12月分)		16,000										16,000
H31.1.7	事務所借り上げ料 (1月分)		16,000										16,000
H31.1.16	平成30年度市政調査会拠出金		9,000		9,000								
H31.2.6	事務所借り上げ料 (2月分)		16,000										16,000
H31.3.6	事務所借り上げ料 (3月分)		16,000										16,000
経費小計			209,045		14,000					3,045			192,000
合計額		600,000	209,045	差引残余額						390,955			

政務活動費支出簿

使途項目	研修費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
H30.7.20	5,000 円	平成30年度市政調査会拠出金	
H31.1.16	9,000 円	平成30年度市政調査会拠出金	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	14,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	平成30年7月20日
支出証拠書類の額面金額		5,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		5,000	円
【支払概要】 市政調査会拠出金			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付	

6

領 収 書


工 藤 健 一 様

一金 5,000円 也

平成30年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。

平成30年7月20日

盛岡市市政調査会 会長 菊 田 隆

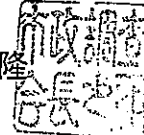


政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	平成31年1月16日
------	-----	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	9,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	9,000	円
【支払概要】 市政調査会拠出金		

領収書等添付欄 <input type="checkbox"/> 別紙に添付
--

領 収 書
工 藤 健 一 様
一金 9,000円 也
平成30年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。
平成31年1月16日
盛岡市市政調査会 会長 菊 田 隆


政務活動費支出簿

使途項目	資料購入費
------	-------

支出年月日	支出金額	摘 要	備考
H30.10.31	3,045 円	書籍の購入	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	3,045 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	平成30年10月31日
------	-------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	3,045	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	3,045	円
【支払概要】 書籍の購入「もりおか歴史散歩」 「米内光政」 「不戦海相 米内光政」		

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

領 収 証

30 年 10 月 31 日

No193473

お客様コード					

工藤 健一 様

合計金額 ￥ 1,080 -	
内 訳	金 額
もりおか歴史散歩	¥1,080

集 金 内 訳	現金	レ
	小切手	
	振込	
	クレジットカード	
	図書カード	

収入印紙
5万円未満非課税
100万円以下 200円
200万円以下 400円

株式会社 東山堂
〒020-0871 盛岡市中橋通1-5-23
TEL 019-628-7421
FAX 019-654-1100



(ご注意) 金額を訂正したもの、及び取扱者印のないものは無効です。

領 収 証

30 年 10 月 31 日

No 193474

工藤 健一

様

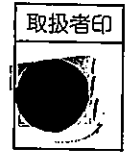
お客様コード					

合計金額 ￥ 907 -	
内 訳	金 額
(主婦) 阿川弘之 米内光政	¥907
	↓

集 金 内 訳	現金	レ
	小切手	
	振込	
	クレジット カード	
	図書カード	

収入印紙
5万円未満非課税
100万円以下 200円
200万円以下 400円

株式会社 **東山堂**
〒020-0871 盛岡市中 盛岡 5-23
TEL 019-629-7121
FAX 019-654-0614



(ご注意) 金額を訂正したもの、及び取扱者印のないものは無効です。

領 収 証

30 年 10 月 31 日

No 193475

工藤 健一

様

お客様コード					

合計金額 ￥ 1,058 -	
内 訳	金 額
(主婦) 不戦海相 米内光政	¥1,058
	↓

集 金 内 訳	現金	レ
	小切手	
	振込	
	クレジット カード	
	図書カード	

収入印紙
5万円未満非課税
100万円以下 200円
200万円以下 400円

株式会社 **東山堂**
〒020-0871 盛岡市中 盛岡 5-23
TEL 019-629-7121
FAX 019-654-0614



(ご注意) 金額を訂正したもの、及び取扱者印のないものは無効です。

ISBN978-4-907161-50-7

C0021 ¥1000E



9784907161507



1920021010002

東北堂 ● 頒価一〇〇〇円〔税別〕

もりおが歴史散歩

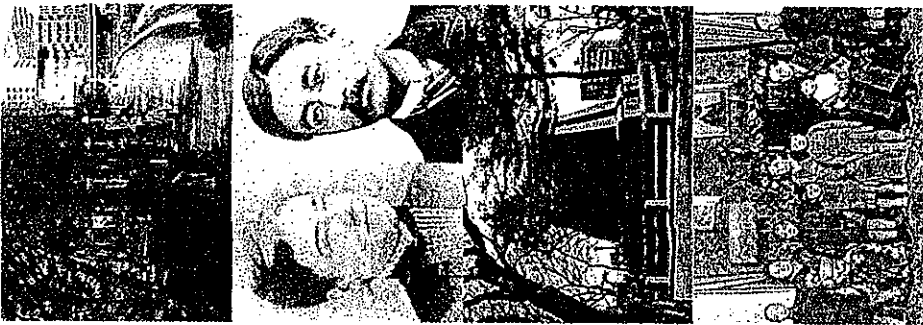
続街歩き探訪編
縁の人物編

文・真山重博
藤井茂

東北堂

もりおが歴史散歩

続街歩き探訪編
縁の人物編



MORIOKA

文・真山重博 藤井茂

東北堂

【著者プロフィール】

真山 重博

昭和23年盛岡市生まれ、盛岡市在住
文化地層研究会会員
東北堂発行の生活情報紙「Apple」に「もりおか歴史散歩」シリーズ連載
NHK文化センター講師

【もりおか歴史散歩・田町名編】(東北堂刊)

【もりおか歴史散歩・緑の人物編】(東北堂刊)

藤井 茂

昭和24年6月秋田県大館市生まれ、盛岡市在住
盛岡タイムス社勤務を経て2002年暮れから財団法人新渡戸基金に勤務
現在、事務局長

著書

『菊池寿人の生涯』、『いわて人物ごよみ』、『三田義正』、『山屋他人』、『野村胡堂・あらえびす小伝』、『副読本 盛岡の先人』、『北の大地に魅せられた男』、『若手人名辞典』、『新渡戸稲造75話』(正・続)、『新渡戸稲造事典』など

もりおか歴史散歩 街歩き探訪編
続・緑の人物編

発行 2015年5月15日

編集人 「アップル」編集部

著者 真山重博 藤井 茂

発行所 株式会社 東北堂

〒020-0878 盛岡市布町3番21号

☎019-624-2413

印刷所 有限会社 ツーワンライフ

〒028-3621 紫波郡大田町広宮沢10-513-19

☎019-681-8121 FAX.0190-681-8120

万一、乱丁・落丁木がございましたら、
送料小社負担でお取り替えます。



「米内光政は国に事がなければ、或いは全く世人の目につかないままに終る人であったかも知れない」(小泉信三)。海軍兵学校の席次は中以下、無口で鈍重と言われた人間が、日本の存亡のときに当り、自らの手で帝國海軍七十余年の栄光を葬り去った。一億玉碎よりも、未来ある敗戦に賭けて……。最後の海相の人物と識見を描いて、危機に際しての眞の指導者とは何かを問う、感動の記録文学。



9784101110066



1920193008401

定価：本体840円(税別)



ISBN978-4-10-111006-6

C0193 ¥840E

来内光政

新潮文庫

あ-3-6



昭和五十七年五月二十五日発行
平成十四年七月二十一日初版
平成二十九年十月五日三十七刷

著者 阿川弘之

発行者 佐藤隆信

発行所 株式会社新潮社

郵便番号 一六二八七

東京都新宿区矢来町七一

電話 〇三三六六五〇〇

電傳 〇三三六六五〇〇

<http://www.shinchosha.co.jp>

価格は八丁表水じょうです。

電子・落字本は、この冊子から著作権者無断で複製
ください。落字本は、この冊子から著作権者無断で複製
ください。落字本は、この冊子から著作権者無断で複製

印刷・二光印刷株式会社 製本・北野堂製本株式会社
〒162-8678 Aburatsubo Agawa Printed in Japan

ISBN978-4-10-111006-6 C0193

海軍をひきいる米内が、陸軍同様に戦争
 継続を主張していれば、広島、長崎への
 原爆投下、ソ連の参戦があつたあの時点
 でも、天皇の終戦裁断は不可能であつた。
 米内は「海軍を預る者」（海軍大臣）と
 して、海軍を運営して國を誤らず、海軍
 を犠牲にして國家と國民を破滅から救う
 という、抜群の功績を残したのである。
 〈あとがきより〉



9784769830375



1920195009802

潮書房光人社

ISBN978-4-7698-3037-5 C0195 ¥980E

定価(本体980円十税)



お
7097
¥980

不戦海相 米内光政

昭和最高の
海軍大将の

生誕 寿

光人社NF文庫

不戦海相 昭和最高の海軍大将
 米内光政

光人社NF文庫

文庫本 平成五年四月 昭和最高の海軍大将米内光政 改題 徳岡正樹刊

NF文庫

不戦海相米内光政

著者 米内光政
昭和五年四月十五日 印刷
昭和五年四月十九日 発行

著者 生田 寿

発行所 高城 直

株式会社潮書房光人社

〒 東京都千代田区九段北 九十一

電話 〇〇七〇六五九四六九

電話 〇三三六六八八六四〇

印刷所 モリモト印刷株式会社

製本所 東京英商紙工

価格は六十二円と定めてあります

改題は著者の御同意を得ております

ご注文は本支店に直接お寄せください

ISBN978-4-7698-3037-5 C0195

<http://www.kojinsha.co.jp>

政務活動費支出簿

使途項目	事務所費
------	------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
H30. 4. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (4月分)	
H30. 5. 7	16,000 円	事務所借り上げ料 (5月分)	
H30. 6. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (6月分)	
H30. 7. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (7月分)	
H30. 8. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (8月分)	
H30. 9. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (9月分)	
H30. 10. 9	16,000 円	事務所借り上げ料 (10月分)	
H30. 11. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (11月分)	
H30. 12. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (12月分)	
H31. 1. 7	16,000 円	事務所借り上げ料 (1月分)	
H31. 2. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (2月分)	
H31. 3. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (3月分)	
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	192,000 円		

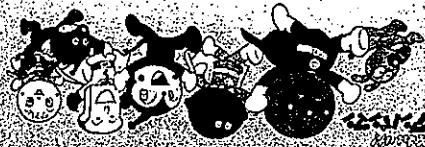
政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年4月 ～平成31年3月
------	------	-----	---------------------

支出証拠書類の額面金額	384,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	192,000	円
<p>【支払概要】</p> <p>事務所賃貸料 (4月～3月) 月額32,000円の2分の1を計上 $16,000円 \times 12ヶ月 = 192,000円$</p>		

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

©やまざたかし / フレーベル館・TMS・NTV



店番

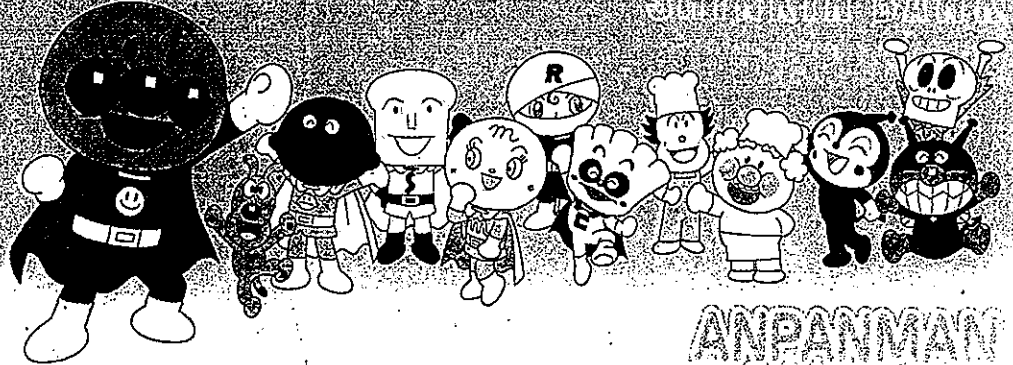
口座番号



工藤 健一 様

総合口座通帳

SHINKING BANK



ANPANMAN

©やまざたかし / フレーベル館・TMS・NTV



3

普通預金

[REDACTED]

D30- 4- 6 32,000 トウホク77トウザンカンリ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

D30- 5- 7 32,000 トウホク77トウザンカンリ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

D30- 6- 6 32,000 トウホク77トウザンカンリ [REDACTED]

D30- 7- 6 32,000 トウホク77トウザンカンリ [REDACTED]

D30- 8- 6 32,000 トウホク77トウザンカンリ [REDACTED]

D30- 9- 6 32,000 トウホク77トウザンカンリ [REDACTED]

[REDACTED]

D30-10- 9 32,000 トウホク77トウザンカンリ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

D30-11- 6 32,000 トウホク77トウザンカンリ [REDACTED]

D30-12- 6 32,000 トウホク77トウザンカンリ [REDACTED]



4

普通預金 東京通入定期

日	種	金額	内容	通入	手	号
2	D31- 1- 7	32,000	トウホク77トウサンカンリ			
3	D31- 2- 6	32,000	トウホク77トウサンカンリ			
4	D31- 3- 6	32,000	トウホク77トウサンカンリ			

5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

建物賃貸借契約書

契約日 平成28年07月31日

賃貸人 ■ ■ ■ ■

賃借人 工 藤 健 一

事務所賃貸借契約書

物件の表示

名称	[]事務所		
所在	020-0107 盛岡市松園二丁目24番5号		
種類	事務所	間取タイプ	ワンルーム
面積	19.94㎡	構造	鉄骨造2階建の1階部分

上記物件を賃貸人、賃借人、が、次の条項により賃貸借契約を締結した。

(使用目的)

第1条 賃貸人は本物件を「事務所」の目的で賃借人に賃貸し、賃借人はその目的以外に使用しないことを約し、入居申込書及びその他の必要書類を添付のうえ賃借した。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成28年8月1日から平成30年7月31日までの2年間とする。
但し、期間満了時に甲及び乙から契約終了の申し出がない時は、同一条件で2年間更新する事とし、以後も同様とする。

(賃貸料)

第3条 賃借人は、本物件を賃貸料月額32,000円にて借り受け、毎月6日(6日が休日の場合は金融機関の翌営業日)に下記口座より口座振替の方法で支払うものとする。

*振替指定口座 銀行 支店 普通預金 名義人

2 本契約の賃料が物価、公租公課、地価の変動あるいは近隣の賃料に比較して不相当となったときは、当事者協議のうえこれを改定することができる。

(負担の帰属)

第4条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(修繕)

第5条 賃貸人は、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行う。なお、入居期間中に行う次の各号に掲げるものの修繕は賃借人の負担とする。

(1) 蛍光灯、ヒューズ、給水栓・排水栓の取り替え。

(2) ~~その他費用が軽微な修繕。~~

(反社会的勢力ではないことの確約)

第6条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団、総会屋若しくはこれらに準ずる者又は構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- 2 甲または乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第7条 賃借人は、本契約の第1条に記載の使用目的を変更してはならない。

- 2 賃借人は、賃貸人の承諾なく、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡、転貸、使用貸借及び担保に供すること。
 - (2) 賃借人以外の名義を表示すること。
 - (3) 本物件の増築、改築、移転、改造、模様替え及び、敷地内に工作物を設置すること。
 - (4) 鍵（シリンダー錠を含む）の追加設置、交換をすること。
- 3 賃借人は、本物件において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造又は保管すること。
 - (2) 排水管を腐蝕させる恐れのある液体を流すこと。
 - (3) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ、ピアノ等の操作、演奏を行うこと。
 - (4) 悪臭の発生など衛生上有害となる行為。
 - (5) 近隣の迷惑となり、共同生活を乱す行為。
 - (6) 公序良俗に反する行為。
 - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

(賃借人の管理義務・費用負担)

第8条 賃借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 トイレ、浴室、台所、上下水道等の故障について、賃借人の使用方法に原因があるときは、賃借人の費用負担にて修理をしなければならない。但し、水漏れ、結露のように第一次的には、賃貸人の責任によるものであっても、賃借人が通常の使用方法を逸脱した場合や、賃貸人に対する通知義務を怠る等して損害が拡大した場合は、その損害につき、割合に応じた費用を賃借人は負担しなければならない。
- 3 水道凍結による故障は、賃借人の費用負担にて修理をしなければならない。
- 4 賃貸人は、賃借人に、本物件の引き渡しと同時に、入居に必要な鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管かつ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに賃貸人に連絡のうえ、賃貸人が新たに設置した鍵の交付を受けるものとし、新たな鍵（シリンダー錠を含む）の設置費用は賃借人の負担とする。賃借人は、本物件の明け渡しの際、貸与を受けた鍵（複製した鍵があればその全部）を賃貸人に返還しなければならない。
- 5 電気・ガス・水道・その他の専用設備に係る使用料金は、賃借人の負担とする。
- 6 衛生・防火・防犯・町内会等に関して、世帯主として負担すべき費用等は、賃借人の負担とする。
- 7 賃借人は、自らの家財を守ると共に賃貸人に対する賠償責任が生じた時のために日本共済の家財保険に加入するものとする。

(契約の解除、消滅)

第9条 賃貸人は、賃借人が本契約の各条項に違反したとき又は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告の上、本契約を解除し、又は本契約の更新を拒絶することができる。

- (1) 入居申込書の内容について虚偽の事実が認められたとき。
- (2) 賃料等を2か月分以上滞納したとき。
- 2 賃借人は、前項の規定により、賃貸人が本契約を解除したときは直ちに、また、本契約の更新を拒絶したときは本契約の期間終了の日までに本物件から退去し、本物件を賃貸人に返還しなければならない。
- 3 天災、地変、火災等により本物件が通常の利用に供できなくなったとき、又は、都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することができなくなったときは、本契約は当然消滅する。

(解約予告)

第10条 賃貸人が、正当な理由により賃貸借期間内に本契約の解約を申し入れたときは、6か月後に賃貸借契約が終了し、賃借人は賃貸人に本物件を明け渡すものとする。

- 2 賃借人は、本契約を解約しようとするときは、明け渡し期日の1か月前までにその旨を賃貸人に文書で通知しなければならない。

- 3 賃借人は、1か月前までに解約の予告をしなかったときは、賃貸人に対してその予告遅滞の日数分賃料相当額の違約金を支払うことにより、即時本契約を解約することができる。

(明け渡し)

- 第11条 賃借人は、本契約が終了する日までに（第13条の規定に基づき本契約が解除されたときは直ちに本物件を明け渡さなければならない。この場合において、賃借人は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 賃借人は、本物件の明け渡しをするときは、明け渡し日とその10日前までに賃貸人に通知し、立会日時を協議しなければならない。ただし、賃借人の債務不履行による解除により直ちに明け渡す場合を除く。
 - 3 賃借人は、明け渡し時には、必ず残置物を全て処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の精算を済ませたうえで鍵を引き渡すものとする。ただし、賃借人の都合で遵守できないときは、賃借人の同意を得て、賃借人の費用負担で賃貸人が残置物の処理、室内清掃等を行う事ができる。
 - 4 賃借人は、本契約が解除、解約、消滅等により終了し、明け渡すときは、賃貸人に対して移転料、立ち退き料、損害賠償、その他一切の請求をしないものとする。
 - 5 賃借人が明け渡しを遅延したときは、賃借人は、賃貸人に対して、賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明け渡し完了の日までの間、賃料の倍額に相当する金員及びその他の損害金を支払わなければならない。

(原状回復義務)

- 第12条 賃借人は、賃借人の責めに帰すべき理由で本物件を汚損、毀損、滅失又はその他の損害を生じさせたとき、又は賃貸人に無断で本物件の原状を変更したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

(立ち入り)

- 第13条 賃貸人又は賃貸人の指定する者は、本物件の防火、構造の保全、その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な処置を講ずることができる。
- 2 賃貸人又は賃貸人の指定する者は、火災、その他緊急の必要がある場合は、あらかじめ賃借人の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入り点検し、必要な処置を講ずることができる。この場合において、賃借人の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(賃借人の通知義務)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当するとき、賃借人又は、連帯保証人は直ちに賃貸人に通知しなければならない。
- (1) 賃借人又は連帯保証人が住所、氏名、勤務先、電話番号等を変更したとき。
 - (2) 賃借人又は連帯保証人が死亡したとき。
 - (3) 賃借人又は連帯保証人が被後見人、被保佐人、被補助人の登記をされたとき及び破産宣告並びに民事再生法の適用を受けたとき。
 - (4) 本物件が天災事変その他賃借人の責めに帰さない事由により、修繕を要する箇所が生じたとき。

(連帯保証人)

- 第16条 連帯保証人は、XXXXXXXXXXと「賃貸保証委託契約」を締結した保証内容に基づき、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

- 第17条 地震、火災、風水害等その他不可抗力と認められる自己、又は甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲若しくは乙の損害について甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本契約につき、万一訴訟等が生じたときは、本物件の所在を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることについて、貸貸人、賃借人及び連帯保証人は合意した。

(協議及び権利義務の遵守)

第19条 貸貸人、賃借人は、信義誠実の原則にのっとり、本契約を遵守し、本契約書に定めのない事項については、関係法令並びに慣習に従い協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立を証するために、本契約書2通を作成し、貸貸人、賃借人が記名押印し、各巻通を所持する。

平成28年7月30日

貸 貸 人 住 所 _____
 氏 名 _____

賃 借 人 住 所 盛岡市松園二丁目7番22号
 氏 名 工藤 健一

媒介宅地建物取引業者

免許番号 岩手県知事(3)第2148号
 住 所 盛岡市松園三丁目18番41
 商 号 (有)東北不動産管理サービス
 代表者氏名 代表取締役 八幡 義宣
 登録番号 岩手第001264号
 氏 名 八 幡 義 宣

印
印

免許番号 岩手県知事(2)第2370号
 住 所 盛岡市高松二丁目3番5号
 商 号 (株)あすなろ不動産
 代表者氏名 代表取締役 松田 政樹
 登録番号 岩手第003980号
 氏 名 松 田 政 樹

印
印

